# 川崎市武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想改定の概要

# 1. 経 緯

平成30年2月19日作成平成30年3月30日公表

# 2. 川崎市の概要

人 口: 1,505,584 人 (平成30年 2月末現在) 世帯数: 717,116世帯 (平成30年 2月末現在) 面 積: 144.35 km² (平成29年 6月末現在) 高齢者数: 292,759 人 (平成29年 12月末現在) 身体障害者数: 36,532 人 (平成28年 3月末現在)

### 3. 旅客施設及び重点整備地区

### (1) 旅客施設

 JR武蔵小杉駅
 : 1日平均乗車人員約124,325人(平成27年度)

 東急武蔵小杉駅
 : 1日平均乗車人員約108,487人(平成27年度)

 東急新丸子駅
 : 1日平均乗車人員約12,737人(平成27年度)

#### (2) 重点整備地区

主な施設:中原区役所、中原警察署、中部身体障害者福祉会館、日本医科大学武蔵小杉病 院、イトーヨーカドー、中原図書館 等

### 概要

- ・武蔵小杉駅周辺地区は「広域拠点」として交通広場や道路・公園等の都市基盤施設を 整備し、交通結節点機能を向上させるとともに、土地の高度利用を図りながら、商業・ 業務、研究開発、文化交流、都市型住宅などの機能が集積した広域的な拠点をめざす ものとして位置づけられている。
- ・武蔵小杉駅の周辺には、中原区役所や中原図書館をはじめ、行政施設、福祉施設、医療施設、商業施設等が多く立地しており、平成 16 年度の構想策定後、駅周辺の面的な開発が進んでおり、新たな施設の立地も進んでいる。また、これらの施設を利用するため、高齢者、障害者等を含む多くの市民が駅及び駅周辺に訪れる地区であり、構想改定を行う必要がある。

# 4. 基本構想(改定)の特徴

### (1) 改定の基本的な考え方

- ・武蔵小杉駅周辺地区においては、平成16年度に旧交通バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅及び高齢者や障害者等の不特定多数の利用が考えられる公共的施設を結ぶ経路についてバリアフリー化の取組を進め、概ね事業が完了している。
- ・平成18年度の新法制定を踏まえ、バリアフリー基本構想の内容を継承しつつ、新たに施設間を結ぶ経路の追加等を行う。
- ・また、すでに構想に位置づけられている経路等については、その管理状態やバリアフリー 化による利便性等を踏まえ、必要なバリアフリー化の事業を追加する。

# (2)目的施設の設定

- ・高齢者や障害者等が日常的に利用する施設のうち、鉄道・駅を利用して施設に行く人が多く、かつ、駅から徒歩圏内(概ね500m圏)にあって、駅から施設までは徒歩で行く場合が多い、不特定多数の人の利用ニーズが高い施設を『目的施設』として設定する。
- ・このうち、駅と当該施設、または当該施設間を結ぶ経路について、特にバリアフリー化の 必要性が高い施設を、バリアフリー法に基づく『生活関連施設』とする。
- ・構想改定にあたり、既存構想を策定した後に整備された施設のうち、上記に該当する施設 を新たに追加する。

# (3)経路の設定

- ・構想改定にあたり、追加した目的施設への概ねの移動方向とそれぞれへの移動経路を勘案 し、追加した目的施設と駅や既存の目的施設とを結ぶ経路を追加する。
- ・バリアフリー法には生活関連施設間を結ぶ経路として、生活関連経路という用語があるが、本市では、それを2つに分け、バリアフリー法に基づく基準等に適合した整備を実施する経路を『生活関連経路』、また、地形的制約等により当面の整備計画がないが、可能な限りバリアフリー化のための整備を実施する経路を『バリアフリー経路』とする。どちらもバリアフリー法上は、生活関連経路である。

# 5. 事業の概要

# (1) 既存の構想で指定された経路・施設等における事業

- ・既存のバリアフリー基本構想で指定された経路・施設等における事業は、以下に示すと おりである。
- ・武蔵小杉駅や歩道等のバリアフリー化の事業は概ね完了している。放置自転車等への対策などについては、今後も継続して取り組んでいく。

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標
公共交通 に関する 事業	武蔵小杉駅	音響案内装置の設置(改札口、ホーム 階段付近)		平成 29 年度
		音声案内装置の設置(トイレ出入口)		平成 29 年度
	新丸子駅	音響案内装置の設置(改札口、ホーム 階段付近)	東京急行電 鉄(株)	平成 31 年度
	自由通路(南 武線〜東急東 横線・目黒線 線)	JR 線連絡エレベーターへの案内誘 導の追加設置(床面シール貼付)		平成 29 年度
道路に関する事業	経路 1-4	視覚障害者誘導用ブロックの改善(破 損部分の再整備)		平成 32 年度
	経路 5-1	グレーチングの網目の改善	川崎市	平成 32 年度
	経路 7-1	グレーチングの網目の改善		平成 32 年度
	経路 7-2	グレーチングの網目の改善		平成 32 年度

# (2) 新たに追加された経路・施設等における特定事業等

・新たに追加された経路・施設等における事業は、以下に示すとおりである。

種別	対象	事業内容	事業者	実施目標
道路特定事業	経路 16-1	視覚障害者誘導用ブロックの敷設(東急東横線武蔵小杉駅西口駅前広場にある視覚障害者誘導用ブロックとの接続)	111 str -t-	平成 32 年度
	経路 18-1	グレーチングの網目の改善	川崎市	平成 32 年度
	経路 18-2	グレーチングの網目の改善		平成 32 年度
交通安全 特定事業	経路 18-1	横断歩道の道路標示の塗り替え	神奈川県公安委員会	平成 32 年度
	重点整備地区内	違法駐車行為の防止(川崎市による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施)	川崎市 中原警察	随時

# 6. 利用者の意見の反映

### (1) 策定組織への参画

- ・基本構想の策定にあたって、川崎市バリアフリーまちづくり連絡調整会議(1回)及び武 蔵小杉駅周辺地区まち歩き点検部会(2回(内1回は、雪のため中止とし、文書により意 見を募集した))を開催し、以下に示す団体メンバーの参画により検討を行った。
  - 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
  - 川崎市福祉サービス協議会
  - 公益財団法人川崎市身体障害者協会
  - 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
  - 川崎市育成会手をむすぶ親の会
  - 公益財団法人川崎市老人クラブ連合会
  - 特定非営利活動法人川崎市視覚障害者福祉協会
  - 川崎市肢体障害者協会
  - 特定非営利活動法人川崎市ろう者協会
  - 特定非営利活動法人川崎市中途失聴・難聴協会
  - 県立中原養護学校
  - 中原区肢体不自由児者父母の会
  - 中原区老人クラブ連合会
  - 子育てサークルブルーベリー
  - 公益財団法人川崎市国際交流協会

# (2) ワークショップの実施

・高齢者、障害者をはじめとする市民の方々、事業者、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検により重点整備地区における具体的な問題点や課題を把握するとともに、点検結果を踏まえ、ワークショップにおいて問題点に対する対応策やバリアフリー化を行う経路等の検討を行った。

### (武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想改定)

- ○第1回(平成29年10月18日):まち歩き点検・ワークショップ、参加者数30名
- ○第2回(平成30年1月23日開催予定)は、雪のため中止とした。武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想改定(素案)としてとりまとめたものを、点検部会員やオブザーバー、施設管理者へ送付し意見を募集した。

### (3) 反映された主な事項

- ・市民の意見をもとに特定事業等全般について事業内容を決定している。
- ・バリアフリーまちづくり連絡調整会議やバリアフリーまち歩き点検部会を開催する中で目的施設や経路の追加を行った。

# 7. 法第25条第8項に定められている関係する機関の協議

# (1)公共交通事業者

協議相手機関	協議成立年月日	
東日本旅客鉄道(株)	平成30年 2月19日	
東京急行電鉄(株)	平成30年 2月19日	

# (2) 道路管理者

協議相手機関	協議成立年月日	
建設緑政局	平成30年 2月19日	
中原区役所	平成30年 2月19日	

# (3)公安委員会

協議相手機関	協議成立年月日
中原警察署	平成30年 2月19日

# 8. その他

- ・道路特定事業等による特定経路等のバリアフリー化に加えて、これらの経路沿道の建築物・施設については、川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準等に基づいたバリアフリー化と相互に調整を図りつつ、一体的にバリアフリー化を推進する。
- ・特定事業等に位置づけられなかった整備課題については、重点整備地区のバリアフリー化 実現のため、今後長期的視点に立った検討を進めていく。